

2022年4月

発行登録追補目論見書

ソシエテ・ジェネラル

ソシエテ・ジェネラル
2032年4月28日満期 円建コーラブル社債

- 売 出 人 -

楽天証券株式会社

(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2-外2-89

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月7日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 100,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年10月21日
効力発生日	2020年10月29日
有効期限	2022年10月28日
発行登録番号	2-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2-外2-1	2020年11月19日	350,000,000円		該当事項なし
2-外2-2	2020年11月25日	338,000,000円		該当事項なし
2-外2-3	2020年11月30日	1,015,000,000円		該当事項なし
2-外2-4	2020年12月1日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-5	2020年12月4日	4,682,000,000円		該当事項なし
2-外2-6	2020年12月17日	250,000,000円		該当事項なし
2-外2-7	2020年12月23日	1,654,000,000円		該当事項なし
2-外2-8	2021年1月5日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-9	2021年1月7日	2,078,000,000円		該当事項なし
2-外2-10	2021年1月12日	2,410,000,000円		該当事項なし
2-外2-11	2021年1月14日	400,000,000円		該当事項なし
2-外2-12	2021年1月14日	250,000,000円		該当事項なし
2-外2-13	2021年1月15日	7,376,000,000円		該当事項なし
2-外2-14	2021年1月22日	500,000,000円		該当事項なし
2-外2-15	2021年1月22日	1,025,000,000円		該当事項なし
2-外2-16	2021年1月22日	1,000,000,000円		該当事項なし
2-外2-17	2021年2月24日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-18	2021年2月24日	350,000,000円		該当事項なし
2-外2-19	2021年2月26日	220,000,000円		該当事項なし
2-外2-20	2021年2月26日	807,000,000円		該当事項なし
2-外2-21	2021年3月1日	800,000,000円		該当事項なし
2-外2-22	2021年3月2日	500,000,000円		該当事項なし
2-外2-23	2021年3月2日	3,514,000,000円		該当事項なし
2-外2-24	2021年3月2日	1,279,000,000円		該当事項なし
2-外2-25	2021年3月2日	300,000,000円		該当事項なし
2-外2-26	2021年3月5日	3,434,000,000円		該当事項なし
2-外2-27	2021年3月8日	707,000,000円		該当事項なし
2-外2-28	2021年3月10日	500,000,000円		該当事項なし
2-外2-29	2021年3月12日	500,000,000円		該当事項なし

2-外2-30	2021年3月12日	1,780,000,000円	該当事項なし
2-外2-31	2021年3月15日	500,000,000円	該当事項なし
2-外2-32	2021年3月18日	2,045,000,000円	該当事項なし
2-外2-33	2021年3月19日	581,000,000円	該当事項なし
2-外2-34	2021年3月23日	350,000,000円	該当事項なし
2-外2-35	2021年3月30日	500,000,000円	該当事項なし
2-外2-36	2021年4月2日	921,000,000円	該当事項なし
2-外2-37	2021年4月2日	400,000,000円	該当事項なし
2-外2-38	2021年4月2日	350,000,000円	該当事項なし
2-外2-39	2021年4月7日	2,179,000,000円	該当事項なし
2-外2-40	2021年4月7日	1,400,000,000円	該当事項なし
2-外2-41	2021年4月7日	2,249,000,000円	該当事項なし
2-外2-42	2021年4月7日	5,336,000,000円	該当事項なし
2-外2-43	2021年4月9日	600,000,000円	該当事項なし
2-外2-44	2021年4月9日	1,481,000,000円	該当事項なし
2-外2-45	2021年4月13日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-46	2021年5月17日	1,200,000,000円	該当事項なし
2-外2-47	2021年5月21日	200,000,000円	該当事項なし
2-外2-48	2021年5月26日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-49	2021年6月7日	1,470,000,000円	該当事項なし
2-外2-50	2021年6月18日	500,000,000円	該当事項なし
2-外2-51	2021年6月18日	600,000,000円	該当事項なし
2-外2-52	2021年6月22日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-53	2021年6月25日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-54	2021年7月2日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-55	2021年7月2日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-56	2021年7月6日	500,000,000円	該当事項なし
2-外2-57	2021年7月6日	11,541,000,000円	該当事項なし
2-外2-58	2021年7月13日	3,930,000米ドル (432,221,400円)	該当事項なし
2-外2-59	2021年8月23日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-60	2021年9月1日	250,000,000円	該当事項なし

2-外2-61	2021年9月1日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-62	2021年9月17日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外2-63	2021年9月29日	899,000,000円	該当事項なし
2-外2-64	2021年10月18日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-65	2021年10月21日	308,000,000円	該当事項なし
2-外2-66	2021年10月22日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外2-67	2021年11月15日	200,000,000円	該当事項なし
2-外2-68	2021年12月1日	200,000,000円	該当事項なし
2-外2-69	2021年12月3日	300,000,000円	該当事項なし
2-外2-70	2022年1月5日	150,000,000円	該当事項なし
2-外2-71	2022年1月6日	315,000,000円	該当事項なし
2-外2-72	2022年1月11日	400,000,000円	該当事項なし
2-外2-73	2022年1月13日	250,000,000円	該当事項なし
2-外2-74	2022年1月17日	6,411,000,000円	該当事項なし
2-外2-75	2022年1月21日	200,000,000円	該当事項なし
2-外2-76	2022年1月21日	480,000,000円	該当事項なし
2-外2-77	2022年1月26日	400,000,000円	該当事項なし
2-外2-78	2022年2月22日	100,000,000円	該当事項なし
2-外2-79	2022年2月25日	620,000,000円	該当事項なし
2-外2-80	2022年2月25日	720,000,000円	該当事項なし
2-外2-81	2022年2月25日	700,000,000円	該当事項なし
2-外2-82	2022年3月11日	1,536,000,000円	該当事項なし
2-外2-83	2022年3月17日	366,000,000円	該当事項なし
2-外2-84	2022年3月18日	200,000,000円	該当事項なし
2-外2-85	2022年3月18日	584,000,000円	該当事項なし
2-外2-86	2022年3月25日	400,000,000円	該当事項なし
2-外2-87	2022年3月28日	900,000米ドル (110,304,000円)	該当事項なし
2-外2-88	2022年4月4日	453,000,000円	該当事項なし
実績合計額		95,306,525,400円	減額総額 0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

404,693,474,600円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
3 売出社債のその他の主要な事項	4
募集又は売出しに関する特別記載事項	24
第3 第三者割当の場合の特記事項	29
第二部 公開買付けに関する情報	30
第三部 参照情報	30
第1 参照書類	30
第2 参照書類の補完情報	31
第3 参照書類を縦覧に供している場所	31
第四部 保証会社等の情報	31
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	32
有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面	33
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	53

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2032年4月28日満期 円建コー ラブル社債 (以下「本社債」という。)	100,000,000円(注1)	100,000,000円(注1)	楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番 21号 (以下「売出人」という。)

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は50万円である。

本社債の利率は年率0.75%であり、2022年4月28日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2022年10月28日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年4月28日および10月28日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2032年4月28日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつ、TARGET2営業日（以下に定義する。）である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）が営業を行っている日をいう。

本社債は、2022年4月27日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルグ・エスエー（以下「財務代理人」という。）その他の当事者により締結された2021年6月4日付変更改定済代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および/または（場合により）クリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2021年6月4日付約款（以下「約款」という。）の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(2) 償還、(B) 満期償還額」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(2) 償

還」の「(A) 発行会社の裁量による早期償還」、「(C) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による償還」および「(D) 期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・フランスS.A.S.（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan/>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込受付場所	売出しの委託を 受けた者の住所および 氏名または名称	売出しの委託 契約の内容
額面金額の 100%	2022年4月 8日から同年 4月27日まで	額面 50万円単位	なし	売出人の日本 における本店 および各支店 (注1)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2022年4月28日（日本時間）である。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令2016/97/EU（その後の改正または全面改定を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii)規則(EU)2017/1129号において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

I 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、信用リスク等の一定のリスクを伴う。したがって、かかるリスクを伴う取引についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

金利変動リスク

本社債の元利金は、円建てで支払われるため、本社債の価値は円金利の変動の影響を受ける。一般的に、本社債の価値は円金利が低下する場合には上昇し、円金利が上昇する場合には下落することが予想される。

早期償還による再運用リスク

本社債は、発行会社の裁量により、いずれかの任意早期償還日（下記「II 本社債の要項の概要、(2) 償還、(A) 発行会社の裁量による早期償還」に定義する。）において、当該任意早期償還日に支払われるべき利息額を付して、その額面金額で早期償還されることがある。本社債が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（同日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日以後の（かかる早期償還がなされなければ受領するはずであった）利息を受領することができなくなる。さらに、早期償還された償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性（再運用リスク）がある。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われえない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人およびそれらの関連会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債権者は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(2) 償還、(D) 期限前償還」に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

Ⅱ 本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2022年4月28日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、2022年10月28日を初回として、毎年4月28日および10月28日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日に支払われる利息額は、額面金額50万円の各本社債につき1,875円である。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われぬ。

(B) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

- (i) 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日
- (ii) 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(2) 償還

(A) 発行会社の裁量による早期償還

発行会社は、（下記「(9) 通知」に従って）本社債権者に対していずれかの任意早期償還日の10営業日前の日までに通知（かかる通知は取り消すことができず、またかかる通知には償還の日

を明記しなければならない。)を行うことにより、当該任意早期償還日に、本社債の全部(一部は不可。)を額面金額の100%(以下「早期償還額」という。)で償還することができる。この場合、当該任意早期償還日に支払われるべき利息額が、早期償還額とともに支払われる。

「任意早期償還日」とは、2023年4月28日(同日を含む。)以降の各利払日(ただし、満期日を除く。)をいう。

(B) 満期償還額

本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額の100%(以下「満期償還額」という。)で償還される。

(C) 税制事由、特別税制事由、規制事由、不可抗力事由または債務不履行事由による償還

「法令変更」とは、(i)発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、(ii)発行日時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または(iii)発行日時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関(発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。)による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

「本社債の期限前償還」とは、いずれかの時点で本社債の全部(一部は不可。)を、その期限前償還額(下記「(D) 期限前償還」に定義する。)で償還することをいう。

「不可抗力事由」とは、発行日以後に、規制事由関係者(以下に定義する。)の責めによらない事由の発生または国家の行為により、規制事由関係者が本社債に基づく義務を履行することが不可能になり、そのことにより本社債を存続させることが確定的に不可能になることをいう。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場(本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。)におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社(以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。)のいずれかに関する法令変更が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

- (i) いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用(名称の如何にかかわらない。)の金額または担保提供義務が(当該事由が発生する前の状況と比較して)著しく増加すること(本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。)
- (ii) 規制事由関係者のいずれかが、(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持、償還または決済し、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用しうるその他の取引に係る資産(もしくはかかる資産に対する持分)について取得、保有、資金提供もしくは処分を行い、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の

間で締結された契約に関する義務を履行し、または(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行い、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府もしくは政府間の、もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、または新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなること。

(iii) 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「関連通知」とは、債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）に関しては下記「(5) 債務不履行事由」の規定に服することを条件として、下記「(9) 通知」に従い、本社債権者および財務代理人に対し、(i) 税制事由、規制事由または不可抗力事由については30日以上45日以内に、(ii) 特別税制事由については7日以上45日以内に行われる通知をいう。本社債権者に対する通知は取消不能である。

「特別税制事由」とは、発行会社が、本項に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域（下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に定義する。）の法令に基づき、本社債に係る次回の支払い（元利金の支払いを含む。）の際に、期限が到来し、支払われるべき金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止されることをいう。

「税制事由」とは、(i) 租税法域の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、または将来課されることとなり、かつ、(ii) 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できないことをいう。

税制事由、特別税制事由、規制事由または不可抗力事由をそれぞれ、または総称して「例外的事由」という。

例外的事由または債務不履行事由が発生した場合、計算代理人は、関連通知を行うことにより、本社債の期限前償還の適用を決定することができる。

税制事由または特別税制事由の発生後に本社債の期限前償還が適用されない場合、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」は適用されない。

(D) 期限前償還

「期限前償還額」とは、計算代理人としてのソシエテ・ジェネラル（以下「計算代理人」という。）が決定する本社債の償還の期日における公正市場価額に相当する金額をいい、（本社債権者に対して公正市場価格を償還する上で回避することができない費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還の日よりも後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。

疑義を避けるために、債務不履行事由の発生後における市場価格の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるものとみなされる。）。

計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還の日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、利息（経過利息であるか否かを問わない。）その他の何らの金額も支払う義務を負わない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

「日数調整係数」とは、直前の利払日または（先行する利払日が存在しない場合には）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。）を360で除した数をいう。

計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る金銭による支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の円建て小切手により行われる。

(B) 支払いに関する原則

本社債の大券の所持人は、当該大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、当該大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上に、大券により表章される本社債の一定の額面金額に係る実質所持人として記録されている者は、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームに対してのみ、発行会社によって当該大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた各金額の支払いに係る自身の持分を請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

本社債に関しては、合衆国内の口座への支払いを行うことはできない。

(C) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは（下記の規定に従い）同様に利札の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債に係る確定社債券または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店にお

る当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券は、当該社債券に係るすべての期限未到来の利札とともに支払いのために呈示されなければならない。これがなされなかった場合には、欠缺している期限未到来の利札の金額（一部支払いの場合には、かかる欠缺利札の金額に、かかる一部支払いの金額の支払われるべき金額に対する割合を乗じたもの）が支払われる金額から控除される。そのようにして控除された元金の各金額は、（当該利札が下記「(14) その他、(B) 消滅時効」に基づいて無効となっているか否かを問わず）当該元金に係る関連日（下記「(14) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から10年間が経過するまでの間、または（それよりも遅い場合には）当該利札の支払期日が到来した日から5年間が経過するまでの間いつでも、関連する欠缺利札の引渡しと引換えに上記の方法で支払われる。ただし、かかる期間の経過後は、かかる支払いは行われない。

本社債に係る確定社債券の償還の日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または（場合により）利息起算日（同日を含む。）より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(D) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する支払いは、確定社債券については、上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリアもしくはクリアストリームの記録上になされ、かかる決済機関は、関連する各支払いについて、関連する大券の持分の保有者に対して記録する。

(E) 租税等に関する法令の遵守

いかなる場合においても、(i)すべての支払いは、あらゆる法域の租税その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、すべての支払いは、(ii)アメリカ合衆国1986年内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除および(iii)内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。

かかる支払いに関して、本社債権者に対して何らの手数料または費用も課されない。

(F) 支払営業日

本社債に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨークならびに（確定社債券の場合には）関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつ、TARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の要項において、本社債に係る「元金」という表現には、必要に応じ、(i)本社債の早期償還額、(ii)本社債の満期償還額、(iii)本社債の期限前償還額、(iv)下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および(v)本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「利息」という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「経過利息」という表現には、「(1) 利息、(B) 利息の発生」に規定されるように支払いが停止されている利息の遅滞分を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は本社債権者に対する義務を、支払期日の4営業日前の日の正午（パリ時間）における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは（場合により）米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは（場合により）米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(I) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

(i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。

(ii) 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。

(iii) 計算代理人が存在しなければならない。

(iv) 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルグ・エスエー (Société Générale Luxembourg SA) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、フランスの通貨金融法典（以下「本法典」という。）第L. 613-30-3条第I-3°項に定義される上位優先債務に位置づけられる、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務を構成する。

本社債は、現在および将来において本社債相互間において何らの優先もなく同等かつ比例的であり、また、

- (i) 法律第2016-1691号（以下「本法律」という。）の施行日である2016年12月11日時点で存在していた発行会社のその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と同順位であり、
- (ii) 本法律の施行日である2016年12月11日の後に発行された発行会社の現在または将来の直接、無条件、無担保かつ上位優先債務（本法典第L. 613-30-3条第I-3°項に定義される。）であるすべての他の債務と同順位であり、
- (iii) 法令上の優先権を付与する例外規定の適用を受ける発行会社の現在または将来のすべての債務に劣後し、
- (iv) 発行会社の現在および将来のすべての非上位優先債務（本法典第L. 613-30-3条第I-4°項に定義される。）ならびに現在または将来のすべての劣後債務および超劣後債務に優先する。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- (i) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）のいずれかに係る期限が到来した金額の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。

- (ii) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。
- (iii) 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会

代理契約は、本社債または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および／もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらを対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない（代理契約により詳細な規定がなされる。）。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、(i)本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者の利益を著しく害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのもに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(9)通知」に従い通知される。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

また、以下の記述は、発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連しうるものである。

本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた一定の非協調国または地域（*Etats ou territoires non coopératifs*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AⅢに定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外で、一定の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AⅢに基づいて75%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関の帳簿上に開設された口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない（以下「控除除外」という。）。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、(i)税法上のフランス居住者ではない個人に対する支払いについては12.8%、(ii)税法上のフランス居住者ではない法人に対する支払いについては30%（2020年1月1日以降に開始する事業年度については、フランス一般租税法第219-I条に定められる法人税の標準的な税率と同率となる。）、または(iii)フランス国外での一定の非協調国において支払いについては75%の税率で、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が課される場合がある（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条AⅢに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適

用されない（以下「本例外」という。）。フランスの公共財政公報 - 税務BOI-INT-DG-20-50-20140211第550号および第990号、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211第70号および第80号ならびにBOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320第10号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかる本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランスの通貨金融法典第L. 411-1条に定められる公募または非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。）。
- (iii) その発行時において、フランスの通貨金融法典第L. 561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債に係る一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者が、当該時点で支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関するかかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が本社債権者である場合。
- (b) 関連日（下記「(14) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日を超える期間が経過した後、支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、(i)内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、(ii)第871条(m)規則（以下に定義する。）に従って行われ、または(iii)合衆国のその他の法律に基づき行われる源泉徴収または控除について、本社債に関し、

いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づいて課される源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」（内国歳入法第871条(m)において定義される。）について、適用法令に基づき当該源泉徴収について適用されうる免除措置または減額措置にかかわらず、かかる支払いに適用されうる最も高い税率を適用して源泉徴収を行うことができる。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「第871条(m)規則」とは、内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は、外国法人が日本国外で発行した租税特別措置法第37条の11第2項第11号に定める公社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

(i) 利息に対する課税

本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税（上場株式等に係る配当所得等）を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件の下、外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

(ii) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%（所得税15%および地方税5%）の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

- (イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件の下、その年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。
- (ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）から控除することが認められる。

本社債は特定口座制度の対象であり、居住者が金融商品取引業者に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本社債を含む上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本社債の譲渡に係る譲渡所得等について譲渡対価の支払いの際に20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、申告不要制度を選択することができる。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

(iii) 償還に対する課税

本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記(ii)に記載の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

(i) 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、所得税15%の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額（外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額）に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、利息の金額について源泉徴収は行われぬ。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われぬが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

(ii) 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

(iii) 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(iv) 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債および本社債に起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者は、本社債および本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在、英国、E14 4SG ロンドン、カナリー・ワーフ、ワン・バンク・ストリートに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、

発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な一般日刊紙に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、かつ、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている限り、かかる新聞における通知の掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび／またはクリアストリームに対する関連する通知の交付に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリームを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) 引受けおよび買入れ－消却

(A) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を引き受け、かつ／または買入れる権利を有する（ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買入れる。）。

発行会社により引き受けられ、または買入れられた本社債はすべて、フランスの通貨金融法典第L. 213-0-1条および第D. 213-0-1条に従って引き受け、または買入れ、かつ保有することができる。

(B) 消却

発行会社により、または発行会社のために、消却のために買入れられた本社債はすべて直ちに（確定社債券の場合には、当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに）消却される。買入消却された本社債はすべて（確定社債券の場合には、本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(11) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制し、または享受する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

(12) 相殺権の放棄

本社債権者は、いかなる場合でも、発行会社が当該本社債権者に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各本社債権者は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるため、本「(12) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したのではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(12) 相殺権の放棄」がなければ本社債権者のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(12) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債権者の一切の権利または請求権をいう。

(13) ベイルインおよび減額または転換権の承認

(A) 発行会社の債務に関するベイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、関連破綻処理当局による本社債に基づく発行会社の債務に関するベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果に拘束されること（かかるベイルイン権限の行使は、以下のいずれかまたはその組み合わせを含み、それらを生じさせる可能性がある。）、および本社債の要項が関連破綻処理当局または規制当局によるベイルイン権限（以下「法定ベイルイン」という。）の行使の対象となり、（必要に応じて）かかる行使の効力を発生させるために変更される可能性があることを承認し、承諾し、同意し、合意する。

(i) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

(ii) 本支払金額の全部または一部の発行会社その他の者の株式その他の有価証券またはその他の債務への転換（および本社債権者に対する当該株式、有価証券または債務の発行）（本社債の要項の修正または変更によるものを含む。）。その場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わりに発行会社その他の者の当該株式その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

(iii) 本社債の消却

(iv) 本社債の満期の変更もしくは修正または本社債について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の変更（一時的な支払いの停止を含む。）

(B) 法定ベイルインの取扱い

本支払金額の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスおよび欧州連合の法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる本支払金額の返済また

は支払いについても、発行会社に関する法定ペイルインの行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して法定ペイルインが行使された場合、発行会社は、かかる法定ペイルインの行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため財務代理人に交付するが、財務代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定ペイルインの有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

本社債に係る法定ペイルインの行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

法定ペイルインが行使された場合、発行会社および各本社債権者（本社債の実質持分の所有者を含む。）は、法定ペイルインの行使に関連して(a)財務代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)財務代理人は代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、法定ペイルインの行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合（例えば、法定ペイルインの行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合）、代理契約に基づく財務代理人の義務は、発行会社および財務代理人が代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

法定ペイルインにおいて、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額未満の金額に関して行使された場合、財務代理人が、発行会社または（場合により）関連破綻処理当局から異なる指示を受けた場合を除き、本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる可能性がある。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用（発行会社および財務代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。）の一切を負担する義務を負わない。

本「(13) ペイルインおよび減額または転換権の承認」において、

「本支払金額」とは、本社債の未償還残高および本社債に係る未払いの経過利息（その時点までに消却され、またはその他の理由により既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。）をいう。

「ペイルイン権限」とは、銀行、銀行グループに属する会社、金融機関および／または投資会社の破綻処理に関連する法令、規則または要件（金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する欧州連合の指令または欧州議会および欧州連合理事会の規則に関連して施行され、採択され、または制定されたかかる法令、規則または要件を含むが、これらに限られない。）またはその他の適用ある法律もしくは規則（その後の改正を含む。）等に基づいて随時存在する法律に基づく消却、減額および／または転換の権限であって、それらに基づいて銀行、銀行グループ

に属する会社、金融機関もしくは投資会社またはその関連会社の債務の減額、消却および／または債務者その他の者の株式その他の有価証券もしくは債務への転換が行われうるものをいう。

「MREL」とは、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU（その随時の改正を含む。）に定義される自己資本および適格債務の最低基準をいう。

「関連破綻処理当局」とは、発行会社に対してペイルイン権限を行使する権限を有する当局をいう。

(14) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等（特に、紛失し、盗取され、または毀損されたと主張される本社債が、その後支払いのために提示された場合、請求により、発行会社が当該本社債に関して支払うべき金額が、発行会社に対して支払われる旨が規定されることがある。）を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルグの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および／または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および関連する利札）に対する請求権は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、(i)本社債について異議が申し立てられ、かつ、(ii)本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ本社債権者に支払われていない）金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルグの委託基金（Caisse des consignations）に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日、利息起算日、発行価格ならびに／または初回利払いの金額および日付を除く。）で本社債を追加発行でき、かかる追加発行された本社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式、権原および譲渡

(イ) 様式および権原

本社債は、当初仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている大券によって表章されている間、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームの記録上、本社債の一定の額面金額の保有者として記録されている者（ユーロクリアまたはクリアストリームを除く。）（この関係で、一定の者の口座に対応する本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームにより発行される証明書その他の文書は、明らかな誤りがある場合を除き、すべての点で終局的なものであり、拘束力を有する。）は、本社債の当該額面金額に係る元利金の支払い以外のすべての点で、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる。かかる元利金の支払いに関しては、関連する大券の所持人は、当該大券の要項に従い、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる（「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびにそれらに関連する文言は、上記に従って解釈される。）。

(ロ) 大券の持分の譲渡

ユーロクリアまたはクリアストリームのために保有されている大券により表章される本社債は、当該時点におけるユーロクリアまたはクリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

大券の実質持分の譲渡は、ユーロクリアまたはクリアストリームにより実行され、さらに、かかる持分の譲渡人および譲受人のために行為する当該決済機関のその他の参加者および（場合により）間接的な参加者により実行される。

(ハ) 交換

本社債に係る大券の実質持分は、上記「(ロ) 大券の持分の譲渡」ならびにすべての適用ある法令および規制を遵守し、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および業務手順ならびに代理契約の規定に従ってのみ確定社債券または（同一の額面金額の）他の大券の実質持分に交換することができる。

本社債に係る仮大券の持分は、交換日（以下に定義する。）以降、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、非米国人の実質所有に係る証明書と引換えに（ただし、かかる証明書がすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）(i) 恒久大券の持分または（場合により）(ii) 利札が付された確定社債券（確定社債券の場合、恒久大券に規定される通知期間の対象となる。）のいずれかに交換することができる。仮大券の恒久大券の持分への交換は、確定社債券がまだ発行されていない場合にのみ行われる。確定社債券がすでに発行されている場合には、その後、仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。仮大券の保有者は、適正に証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

「交換日」とは、(i) 仮大券の発行後40日を経過した時点および(ii) 関連する本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日を経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

以下のいずれかの事由（以下「交換事由」という。）が発生した場合（下記(iii)の事由が発生した場合には発行会社により）、利札が付された恒久大券の全部（一部は不可。）が（無料で）確定社債券に交換される。

(i) 債務不履行事由が発生し、継続していること。

(ii) ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日間営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ、後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。

(iii) 発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(3) 支払い」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は、直ちに上記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して通知を行う。交換事由が発生した場合、（恒久大券の持分の保有者の指示に従って行動する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、財務代理人に対して交換を請求する通知を行うことができる。かかる交換は、財務代理人が最初にかかる通知を受領した日から10日以内に行われる。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となり、または破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のペイルイン制度（以下「ペイルイン」という。）に関連する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株式）もしくは負債性証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証制度または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付は、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の信用格付の実際の格下げまたは格下げの見込みは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしているとみなされた場合、本社債の減額または株式への転換その他の破綻処理措置が義務付けられる可能性がある。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する欧州議会および欧州連合理事会の2014年5月15日付指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が、2014年7月2日に施行された。

また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）および単一破綻処理基金の枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）806/2014号（以下「SRM規則」という。）により、各国の破綻処理当局との連携の下、単一破綻処理理事会（以下「SRB」という。）に付与される一元化された破綻処理の権限が設定された。

2014年11月以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性に係る監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述のとおり、SRMはSRBによって運営されている。SRM規則第5条(1)に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づき欧州連合加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内における欧州中央銀行と各国の権限のある当局の連携および各国の指定された当局との連携に関する枠組を設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則（EU）468/2014号（SSM規則）第49条(1)に定める重要な監督対象法人（a significant supervised entity）に指定されており、その結果、SSMとの関係で欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMの対象にもなっていることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連する破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関する欧州連合全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破

綻が経済および金融システムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各欧州連合加盟国が指定する破綻処理当局（以下「指定破綻処理当局」という。）に付与するために必要であるとされている。

SRM規則により、破綻処理の権限は一元化され、各国の破綻処理当局と連携するSRBに付与される。SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局の地位を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の策定に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の指定破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により指定破綻処理当局に付与される権限には、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、シニア社債等の高順位の負債性証券を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（ベイルイン権限）が含まれている。SRM規則によると、（i）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと指定破綻処理当局が判断し、（ii）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（iii）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

指定破綻処理当局は、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）の全部もしくは一部の減額もしくは株式への転換の権限を行使しない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断した場合、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としている場合（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれとあわせて、かかる減額または転換を行うことができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本性証券の減額または転換に関連するベイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ベイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期および／もしくは利息が変更され、かつ／または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われなければならない。株主ならびに資本性証券およびその他の適格債務の保有者が、減額、転換その他の方法により、損失の吸収および自己資本を含む負債総額の8%の資本再構成に充当するための最低額の拠出を行うまでは、かかる支援は行われぬ。

BRRDは、指定破綻処理当局に対し、バイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、負債性証券の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、負債性証券の要項の変更（満期および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置（バイルイン権限の実行を含む。）を実施する前、または関連する資本性証券の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

BRRDおよびSRM規則に基づく措置が発行会社もしくは発行会社のグループに適用され、またはかかる適用が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および／または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家はその投資全額を喪失する可能性がある。

また、発行会社の財政状態が悪化した場合、バイルイン権限が存在すること、または指定破綻処理当局が発行会社もしくは発行会社のグループが存続不能であると判断したときに、破綻処理措置とは別に、もしくはこれとあわせて減額もしくは転換を行う権限その他の破綻処理手法を行使することにより、本社債の市場価格または価値が、かかる権限が存在しなかった場合よりも急激に低下する可能性がある。

2016年1月1日以降、欧州連合の信用機関（発行会社を含む。）および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本および適格債務の最低基準（MREL）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の負債総額および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がバイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

現行の制度は欧州連合の立法機関が採択する改正を受けて今後発展していく。2019年6月7日、いわゆる「欧州連合銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の法案が2019年5月14日付欧州連合官報に掲載された。

- ・信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構成能力（以下「TLAC」という。）に関してBRRDを改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付指令（EU）2019/879（以下「BRRD II」という。）
- ・信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付規則（EU）2019/877号（BRRD IIとあわせて以下「欧州連合銀行パッケージ改革」と総称する。）

欧州連合銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行セクターのリスクを削減し、今後発生しうる危機への金融機関の耐性をさらに高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標の下、特定のMRELに関する既存の制度等を調整することにより、金融安定理事会のTLACタームシート（以下「FSB TLACタームシート」という。）により実施されるTLACの基準を導入する。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入される。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）には、各々について個別に決定される最低TLACの水準が課される。かかる水準は、（i）2022年1月1日まではリスクアセットの16%に適用あるバッファを加算したもの、その後は18%に適用あるバッファを加算したもの、および（ii）2022年1月1日まではバーゼルⅢレバレッジ比率に係る分母の6%、その後は6.75%（これらはそれぞれ企業ごとの追加要件により増額される可能性がある。）に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の2013年6月26日付規則（EU）575/2013号（以下「CRR」という。）（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集団投資事業に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示の要件につきCRRを改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付規則（EU）2019/876号（以下「CRRⅡ」という。）により改正されたもの）に従い、発行会社等の欧州連合のG-SIBは、CRRⅡの発効時から、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しなければならないことになる。そのため、発行会社等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件を同時に遵守しなければならないこととなる。

したがって、MREL適格債務の基準は、CRR（CRRⅡにより改正されたもの）により定められるTLAC適格債務に係る基準と密接に整合すると見込まれるが、BRRDⅡにおいて導入される補足的な調整および要件の対象となる。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の負債性商品（一定の仕組債等）は、一定の条件に従い、追加的なリターンのみが当該デリバティブ要素に連動し、参照資産のパフォーマンスにより左右されるものの、事前に判明している満期時に弁済される元金額が固定され、または増額されるものである限度において、MREL要件を満たす適格なものとなる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、発行会社について単体ベースおよび/または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適格債務は、シニアまたは劣後のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること等を条件とし、欧州連合以外の法律に準拠する場合には、当該法律の下で（契約上の規定による場合を含めて）減額または転換が可能でなければならない。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRDⅡにより改正されたもの）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。ベイルイン・ツールの効果的な使用を通じて金融機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にベイルインの対象となる債権者が通常の倒産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、自己資本およびその他の劣後債務によりMRELを満たすよう要求できると考えられる。さらに、SRBは、ベイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、金融機関および事業体に対して自己資本およびその他の劣後債務でMRELを満たすよう要求する必要性を評価しなければならない。MRELのためにSRBが要請する負債性商品の劣後性は、TLAC基準により認められるとおり、CRR（CRRⅡにより改正されたもの）に従いTLAC要件を非劣後の負債性商品で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（トップ・ティアの銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

発行会社および／または発行会社のグループによる破綻処理の実行可能性に障害が存在しうるとSRBが認定する場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。発行会社および／または発行会社のグループがMRELを遵守することができない場合、発行会社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

銀行セクターにおける破綻処理体制に関する2020年12月21日付命令第2020-1636号および金融問題に関する欧州連合の法律への法規の適合のための様々な規定に関する2020年12月21日付命令第2020-1635号は、以下の指令をフランス法に導入している。

1) BRRD II

- 2) 免除を受けた事業体、金融持株会社、混合金融持株会社、報酬、監督措置および監督権限ならびに資本保全措置に関する指令2013/36/EUを改正する2019年5月20日付指令 (EU) 2019/878 (CRD V)

これらの命令は、資本要件 (CRD V) ならびに銀行の再建および破綻処理 (BRRD II) に関する2つの欧州指令をフランス法として法制化するものである。銀行リスク削減パッケージから生じたこれらの指令は、欧州連合内の金融の安定の強化に資するものであり、銀行同盟の完成に向けたさらなる一歩を示すものである。これらの規定は、特に、金融機関内部におけるリスクの評価方法の改善に寄与する見込みである。また、これらの規定により、損失を吸収できない場合に活用することができる資源の規模を大幅に拡大することも可能となる。最後に、これらの規定は、個人投資家および預金者を保護しつつ、公的資金に依存することなく銀行の支払能力を回復させるという目的を、いわゆる「破綻処理」手続の枠組の中で法制化するものである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 2020年 1 月 1 日) 2021年 6 月 17 日
((2020年度) 至 2020年 12 月 31 日) 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

(事業年度 自 2021年 1 月 1 日) 2021年 9 月 29 日
((2021年度中) 至 2021年 6 月 30 日) 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を 2022 年 1 月 5 日に関東財務局長に提出。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。

有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面

2022年2月10日に公表された2021年第4四半期および2021年通期の業績の概要は以下のとおりである。

本書における注記号*はグループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後の数値を示す。

1. グループ連結決算

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	増減		2021年	2020年	増減	
銀行業務純利益	6,620	5,838	+13.4%	+11.7%*	25,798	22,113	+16.7%	+17.7%*
銀行業務基礎純利益 ⁽¹⁾	6,503	5,838	+11.4%	+9.8%*	25,681	22,113	+4.3%	+17.2%*
営業費用	(4,565)	(4,351)	+4.9%	+3.6%*	(17,590)	(16,714)	+5.2%	+5.8%*
基礎営業費用 ⁽¹⁾	(4,617)	(4,318)	+6.9%	+5.6%*	(17,211)	(16,504)	+4.3%	+4.9%*
営業総利益	2,055	1,487	+38.2%	+35.3%*	8,208	5,399	+52.0%	+55.1%*
基礎営業総利益 ⁽¹⁾	1,886	1,520	+24.1%	+21.4%*	8,470	5,609	+51.0%	+53.9%*
純リスク費用	(86)	(689)	-87.5%	-87.7%*	(700)	(3,306)	-78.8%	-78.6%*
営業利益	1,969	798	x 2.5	x 2.4	7,508	2,093	x 3.6	x 3.7*
基礎営業利益 ⁽¹⁾	1,800	851	x 2.1	x 2.1	7,770	2,323	x 3.3	x 3.4*
その他の資産からの純損益	449	(94)	n/s	n/s	635	(12)	n/s	n/s*
のれんの減損損失	(114)	0	n/s	n/s	(114)	(684)	n/s	n/s
法人所得税	(311)	(125)	x 2.5	x 2.4	(1,697)	(1,204)	+41.0%	+43.2%*
当期純利益	1,995	582	x 3.4	x 3.3	6,338	196	x 32.3	x 43.8
うち非支配持分	208	112	+85.7%	+81.2%*	697	454	+53.5%	+53.6%*
グループ報告当期純利益	1,787	470	x 3.8	x 3.7	5,641	(258)	n/s	n/s
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	1,226	631	+94.4%	+90.4%*	5,264	1,435	x 3.7	x 3.8*
ROE	12.1%	2.4%			9.6%	-1.7%		
ROTE	16.6%	2.7%			11.7%	-0.4%		
基礎ROTE ⁽¹⁾	9.2%	4.1%			10.2%	1.7%		

(1) 特別項目およびIFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後

2022年2月9日に開催されたロレンツォ・ビーニ・スマギを議長とするソシエテ・ジェネラルの取締役会において、ソシエテ・ジェネラル・グループの2021年第4四半期決算および2021年通期決算が精査された。基礎データから公表データへの移行に伴う様々な修正再表示については、財務情報の基準となる事項の第5項を参照のこと。

銀行業務純利益

2021年の銀行業務純利益は大幅に増加し、2020年比16.7%増(17.7%増*)、基礎ベースでは同16.1%増(17.2%増*)であった。全事業部門で力強いモメンタムが見られた。

2021年は、フランス国内リテールバンキング部門の業績は好調で、銀行業務純利益(PEL/CEL引当金控除後)は前年比で4.8%増加した。純受取利息の回復と金融サービス手数料を中心とする手数料収入の好調がけん引した。

国際リテールバンキング&金融サービス部門の収益は前年比9.9%増*の大幅増となった。法人向け金融サービス事業(前年比32.0%増*)と保険事業(同8.6%増*)における非常に好調なモメンタムがけん引した。国際リテールバンキング事業も取引回復の恩恵を受けた(前年比2.8%増*)。

グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の業績は極めて好調で、収益は前年比で25.2%(26.1%*)増加した。ファイナンス&アドバイザー事業の業績は過去最高を記録し、収益は前年

比で 14.8% (15.8%*) 増加し、グローバルマーケット&インベスターサービス事業は同 35.6% (36.9%*) の大幅増となった。

2021 年第 4 四半期において、全事業部門が均等にバランスよく貢献し、収益成長は前年同期比 13.4% (11.7%*) の力強いモメンタムが続いた。

営業費用

2021 年の営業費用は報告ベースで総額 175 億 9,000 万ユーロ、基礎ベース（転換費用の修正再表示後）では総額 172 億 1,100 万ユーロと、前年比で 4.3%増加した。

営業費用増加の主因には、収益の増加に伴う変動費用の増加（7 億 100 万ユーロ増）と単一破綻処理基金（SRF）への追加拠出（1 億 1,600 万ユーロ）が挙げられる。その他の営業費用は、グループ編成の変更による影響を除くと 7,000 万ユーロ減少した。

高い正のジョーズ効果（収益の伸びが経費の伸びを大幅に上回る）にけん引され、基礎営業総利益は前年比 51%増の 84 億 7,000 万ユーロに大幅に増加し、基礎経費率は前年の 74.6%から 67.0%に 8 ポイント近く改善した。

2021 年第 4 四半期の営業費用は報告ベースで総額 45 億 6,500 万ユーロ、基礎ベース（IFRIC 第 21 号による影響の線形化および転換費用の修正再表示後）では総額 46 億 1,700 万ユーロと、前年同期比で 6.9%増加した。

2022 年の基礎経費率は、単一破綻処理基金への拠出を除くと、66%から 68%の間になると予想され、それ以降も改善する見通しである。2021 年の同基金への拠出額は 5 億 8,600 万ユーロで、この拠出を除く 2021 年の経費率は 64.7%となっている。

2023 年までは単一破綻処理基金への拠出は増加する見通しである。

2021 年に発表した当グループの抜本的な変革を踏まえ、2023 年の費用予測を修正した。進行中の様々な取組みが奏功し、2022 年以降、単一破綻処理基金への拠出を除いた基礎経費率は、年々低下すると予想している。

リスク費用

2021 年のリスク費用は 13 ベーシス ポイントの低水準で、2020 年の 64 ベーシス ポイントを下回った。金額は 7 億ユーロ（2020 年は 33 億 600 万ユーロ）で、その内訳は、不良債権に対する引当金が 9 億 4,900 万ユーロ、正常債権に対する引当金の戻入額が 2 億 4,900 万ユーロであった。

2021 年末時点における当グループの正常債権に対する引当金は 33 億 5,500 万ユーロであった。

2021 年第 4 四半期のリスク費用は 6 ベーシス ポイントと、前年同期の 54 ベーシス ポイント、前四半期の 15 ベーシス ポイントを下回った。金額は 8,600 万ユーロで、その内訳は、不良債権に対する引当金が 2 億 1,800 万ユーロ、正常債権に対する引当金の戻入額が 1 億 3,200 万ユーロであった。

当グループは、コロナウイルス危機下における顧客支援のために、政府保証融資を提供した。2021 年 12 月 31 日時点の政府保証融資の残高は約 170 億ユーロとなっている。フランスにおける政府保証融資（「PGE」）の総額は約 140 億ユーロに上り、正味エクスポージャーは約 15 億ユーロとなっている。

2021 年 12 月 31 日時点の回収懸念残高総額の比率は 2.9%⁽¹⁾と、2021 年 9 月末時点の 3.1%を下回った。2021 年 12 月 31 日時点の当グループの回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率は 51%⁽²⁾であった。

2022 年はリスク費用が 30 ベーシス ポイントを下回ると予想している。

⁽¹⁾ 不良債権比率 (NPL ratio) は 2019 年 7 月 16 日に公表された欧州銀行監督機構 (EBA) の手法に従い算出されている。

⁽²⁾ 回収懸念残高引当金と回収懸念残高の比率

グループ当期純利益

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	2021年	2020年
グループ報告当期純利益	1,787	470	5,641	(258)
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	1,226	631	5,264	1,435

(単位：%)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	2021年	2020年
ROTE	16.6%	2.7%	11.7%	-0.4%
基礎ROTE ⁽¹⁾	9.2%	4.1%	10.2%	1.7%

(1) 特別項目およびIFRIC第21号による影響の線形化の修正再表示後

2021年通期の1株当たり利益は5.97ユーロ（2020年はマイナス1.02ユーロ）、1株当たり基礎利益は5.52ユーロ（2020年は0.97ユーロ）。

株主還元

取締役会は、グループ基礎当期純利益⁽¹⁾の50%を株主に還元する方針を設定した。これは、1株当たり2.75ユーロに相当する。

これに従い、1株当たり1.65ユーロの現金配当を2022年5月17日の合同株主総会に提案する予定である。配当落ち日は2022年5月25日、配当支払日は2022年5月27日となる予定である。

さらに、当グループは、総額で約9億1,500万ユーロ（1株当たり1.1ユーロ相当）の自社株買い計画の開始を予定している。同計画の実施には、欧州中央銀行（ECB）および株主総会による通常の承認が必要である。

⁽¹⁾ 超劣後債と永久劣後債の利息控除後

2. グループの財務構造

2021年12月31日時点のグループ株主資本は総額651億ユーロ（2020年12月31日時点：617億ユーロ）であった。1株当たり純資産額は68.7ユーロ、1株当たり有形純資産額は61.1ユーロであった。

2021年12月31日時点の連結貸借対照表は総額1兆4,640億ユーロ（2020年12月31日時点：1兆4,440億ユーロ⁽¹⁾）であった。2021年12月31日時点の顧客貸出金の正味残高（リースファイナンスを含むが売戻条件付きで買入れた資産および有価証券を除く。）は4,880億ユーロ（2020年12月31日時点：4,400億ユーロ）であった。同時点で、顧客預金（買戻条件付きで売却した資産および有価証券を除く。）は5,020億ユーロ（2020年12月31日時点：4,510億ユーロ）であった。

2021年12月31日時点で、親会社は353億ユーロの中長期債を発行したが、その平均満期は5.1年、平均スプレッドは33ベースポイントであった（6カ月ミッドスワップレート比、劣後債を除く。）。子会社の発行額38億ユーロを合わせると、当グループは391億ユーロの中長期債を発行した。

2021年12月末時点の流動性カバレッジ比率（LCR）は129%（2020年12月末時点：149%）と規制要件を大幅に上回っていた（2021年第4四半期の平均は131%であった。）。同時に、2021年12月末時点の安定調達比率（NSFR）は110%であった。

2021年12月31日時点の当グループのリスクアセット（RWA）（第2次資本要件規制／第5次資本要件指令（CRR2／CRD5規制）を基準に算出）は3,634億ユーロであった（2020年12月末時点：3,519億ユーロ）。信用リスクに係るリスクアセットは3,049億ユーロと全体の83.9%を占め、2020年12月31日時点の水準から6.1%増加した。

2021年12月31日時点の当グループの**普通株式等 Tier 1**比率は13.7%で、規制要件を約470ベースポイント上回った。2021年12月31日時点の普通株式等 Tier 1比率には、IFRS第9号の段階的導入に伴う16ベースポイントのプラス効果が含まれている。この影響を除く全面適用後の比率は13.6%であった。2021年12月末時点の Tier 1比率は15.9%（2020年12月末時点：16%）、総自己資本比率は18.8%（2020年12月末時点：19.2%）であった。

当グループは、バーゼル3改革を最終化する規則の発効後も含め、普通株式等 Tier 1比率が規制要件を最低200-250ベースポイント上回ることを目指している。

2021年12月31日時点のレバレッジ比率は4.9%（2020年12月末時点：4.8%）であった。

2021年12月末時点の当グループの総損失吸収力（TLAC）比率は、RWAが31.1%およびレバレッジエクスポージャーが9.5%という水準であり、金融安定理事会（FSB）が定める2021年および2022年の要件を上回っている。2021年12月31日時点では、当グループは、2022年の自己資本および適格債務の最低基準（MREL）要件である、RWAの25.2%およびレバレッジエクスポージャーの5.91%も上回った。

⁽¹⁾ 2020年に発表された財務諸表から修正再表示された金額（財務諸表の注1.7参照）。

3. フランス国内リテールバンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	増減	2021年	2020年	増減
銀行業務純利益	2,048	1,845	+11.0%	7,777	7,315	+6.3%
PEL/CEL 控除後銀行業務純利益	2,027	1,870	+8.4%	7,738	7,381	+4.8%
営業費用	(1,534)	(1,443)	+6.3%	(5,635)	(5,418)	+4.0%
基礎営業費用 ⁽¹⁾	(1,573)	(1,476)	+6.6%	(5,635)	(5,418)	+4.0%
営業総利益	514	402	+27.9%	2,142	1,897	+12.9%
基礎営業総利益 ⁽¹⁾	454	394	+15.3%	2,103	1,963	+7.1%
純リスク費用	20	(276)	n/s	(104)	(1,097)	-90.5%
営業利益	534	126	x 4.2	2,038	800	x 2.5
その他の資産からの純損益	22	19	+15.8%	24	158	-84.8%
グループ報告当期純利益	400	104	x 3.8	1,492	666	x 2.2
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	356	99	x 3.6	1,463	712	x 2.1
RONE	14.6%	3.7%		13.4%	5.8%	
基礎 RONE ⁽¹⁾	13.0%	3.5%		13.1%	6.2%	

(1) IFRIC 第21号による影響の線形化および PEL/CEL 引当金の修正再表示後

ソシエテ・ジェネラルとクレディ デュ ノールのネットワーク

2021年第4四半期の平均貸出残高は、2020年第4四半期比1%減の2,100億ユーロであった。2019年第4四半期比では9%増加した。個人顧客向けの平均貸出残高は、住宅ローンの新規契約の伸び（2020年第4四半期比33%増）を背景に2%増加した。法人および専門家顧客向けの中長期ローンの新規契約は、政府保証融資を除くと2020年第4四半期比で45%の大幅増となった。

貸借対照表上の平均預金残高は、引き続き要求払預金にけん引され、2020年第4四半期比7%増の2,410億ユーロとなった（2019年第4四半期比22%増）。

その結果、2021年第4四半期の平均預貸率は、2020年第4四半期の94%に対して87%であった。

保険事業の運用資産は2021年12月末現在で総額930億ユーロと、前年同期比で6%増加した。2021年第4四半期の生命保険の総インフローは19億ユーロで、ユニットリンク商品のシェアは36%を占めた。

プライベートバンキング事業の運用資産は2021年12月末で総額780億ユーロであった。2021年の純インフローは、2020年比68%増の41億ユーロと好調であった。

損害保険の受取保険料は2020年第4四半期比で5%増加し、個人保護保険の受取保険料は2020年第4四半期比で4%増加した。当グループの顧客基盤への普及率は損害保険、個人保護保険とも改善した。

ブルソラマ

ブルソラマは、2021年第4四半期の新規顧客26万6,000件のオンボーディングにより（2020年第4四半期比38%増）、2021年12月末の顧客数が330万件を超え、フランス国内有数のオンラインバンクとしての地位を固めた。ブルソラマは、2022年末に顧客数を400万件超として、計画の1年前倒しでの達成をめざしている。

当四半期では、ブルソラマは2021年12月、ベイン・アンド・カンパニー (Bain & Company) が開発したNPS（ネット・プロモーター・スコア）において、2021年にフランスの銀行の中で最も高いスコアを得た銀行となり、その卓越性を示した。また、2021年11月、KPMGのフランスにおけるカスタマー・エクスペリエンス・エクセレンスの2021年ベストバンク・ランキングで首位を獲得した。さらに、ブルソラマのアプリの格付スコアはiOS (App Store) で4.8、Android (Google Play ストア) で4.9と、フランスの銀行の中で最高のスコアを獲得した。その上、2021年12月にはル・モンドとMeilleurebanque.comから、14年連続で最も費用のかからない銀行に選ばれた。

平均貸出残高は、2020年第4四半期比28%増の140億ユーロであった。住宅ローン残高は2020年第4四半期比で30%増加した。

預金と金融貯蓄を含む平均貯蓄残高は2020年第4四半期比で25%増加して350億ユーロとなり、預金残高は2020年第4四半期比で25%増加した。生命保険残高が2020年第4四半期比で13%増加した一方、UCITS

ファンドの運用資産は2020年第4四半期比で16%増加した。2021年の売買取扱高は、記録的水準であった2020年から横ばいであった（2019年比3倍）。

PEL／CEL 控除後銀行業務純利益

2021年：収益（PEL／CEL控除後）は総額77億3,800万ユーロと、2020年比で4.8%増加した。純受取利息（PEL／CEL控除後）は、TLTRO（長期リファイナンスオペ）の引当金と政府保証融資関連の遡及効果により2020年比で2.1%増加した。手数料収入は、2020年のロックダウン（都市封鎖）後の景気回復を背景に健全なモメンタムを示した（2020年比5.1%増）。

2021年第4四半期：収益（PEL／CEL控除後）は総額20億2,700万ユーロと、2020年第4四半期比で8.4%増加した。純受取利息（PEL／CEL控除後）は2020年第4四半期比で6.7%増加した。手数料収入は2020年第4四半期比で5.0%増加した。

営業費用

2021年：営業費用は総額56億3,500万ユーロであった（2020年比4.0%増）。経費率（PEL／CEL引当金の修正再表示後）は72.8%で、2020年から0.6ポイント改善した。

2021年第4四半期：営業費用は15億3,400万ユーロ（2020年第4四半期比6.3%増）、基礎ベースでは15億7,300万ユーロであった。経費率（IFRIC第21号による影響の線形化後、およびPEL／CEL引当金の修正再表示後）は77.6%で、2020年第4四半期から1.3ポイント改善した。

リスク費用

2021年：リスク費用は1億400万ユーロで、5ベースポイントとなり、コロナ禍による不透明感が際立っていた2020年（52ベースポイント）に比べて大幅に低下した。

2021年第4四半期：リスク費用は2,000万ユーロの戻し入れ、すなわち、マイナス4ベースポイントとなり、2020年第4四半期（50ベースポイント）と2021年第3四半期（戻し入れで1ベースポイント）に対して大幅に改善した。

グループ当期純利益への寄与

2021年：グループ当期純利益への寄与は14億9,200万ユーロであった（コロナ禍の影響で2020年比2.2倍）。2021年のRONE（PEL／CEL引当金の修正再表示後）は13.1%（2020年は6.2%）で、ブルソラマを除くと14.4%であった。

2021年第4四半期：グループ当期純利益への寄与は、2020年第4四半期の1億400万ユーロに対し、4億ユーロであった。2021年第4四半期のRONE（IFRIC第21号による影響の線形化後、およびPEL／CEL引当金の修正再表示後）は13.0%であった（2020年第4四半期は3.5%）。

4. 国際リテールバンキング&金融サービス部門

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	増減		2021年	2020年	増減	
銀行業務純利益	2,159	1,919	+12.5%	+10.3%*	8,117	7,524	+7.9%	+9.9%*
営業費用	(1,088)	(1,018)	+6.9%	+4.2%*	(4,203)	(4,142)	+1.5%	+3.1%*
基礎営業費用 ⁽¹⁾	(1,112)	(1,042)	+6.7%	+4.1%*	(4,203)	(4,142)	+1.5%	+3.1%*
営業総利益	1,071	901	+18.9%	+17.3%*	3,914	3,382	+15.7%	+18.3%*
基礎営業総利益 ⁽¹⁾	1,047	877	+19.4%	+17.8%*	3,914	3,382	+15.7%	+18.3%*
純リスク費用	(96)	(287)	-66.6%	-67.2%*	(504)	(1,265)	-60.2%	-59.4%*
営業利益	975	614	+58.8%	+57.5%*	3,410	2,117	+61.1%	+65.2%*
その他の資産からの純損益	8	6	+33.3%	+36.6%*	18	15	+20.0%	+21.2%*
グループ報告当期純利益	584	376	+55.3%	+54.9%*	2,082	1,304	+59.7%	+64.4%*
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	570	362	+57.5%	+57.1%*	2,082	1,304	+59.7%	+64.4%*
RONE	22.2%	14.9%			20.3%	12.4%		
基礎RONE ⁽¹⁾	21.7%	14.3%			20.3%	12.4%		

(1) IFRIC 第21号による影響の線形化の修正再表示後

国際リテールバンキング事業の貸出と預金の新規契約は第4四半期に、すべての地域の回復を裏付ける結果となった。貸出残高は総額936億ユーロであった。これは、2020年12月末比で6.0%の増加*となる。預金残高は2020年12月を8.5%上回る*895億ユーロであった。

欧州全体では、貸出残高は、すべての地域で増加したことを受け（チェコ共和国は6.5%増*、ルーマニアは11.1%増*、西欧は5.4%増*）、2020年12月比で6.6%増*の599億ユーロとなった。預金残高は6.0%増*の508億ユーロであった。

ロシアでは、貸出残高は2020年12月末比で13.3%増加*し、特に住宅ローン（前年同期比15%増*）と法人顧客セグメント（前年同期比22%増*）の業績が好調であった。預金残高も大幅に増加した（20.8%増*）。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域では、貸出残高は前年同期比で1.6%増加*した。預金残高は7.7%増*と引き続き健全なモメンタムを示した。

保険事業では、貯蓄型生命保険事業の残高が2021年12月末に1,350億ユーロと、2020年12月末比で7%増加*した。残高に占めるユニットリンク商品のシェアは37%で、2020年12月比で4ポイント上昇した。

法人向け金融サービス事業も健全なモメンタムを示した。事業用車両リースおよび車両管理事業の契約数は、融資対象車両の140万台を含む170万台で、2020年12月末比で4.0%増加した。設備ファイナンス事業の新規リース契約は2020年比で12.1%増加*した一方、貸出残高は2020年12月末比1.1%増の147億ユーロであった（ファクタリングを除く。）。

銀行業務純利益

2021年の銀行業務純利益は81億1,700万ユーロで、2020年比9.9%増加*した。2021年第4四半期の収益は21億5,900万ユーロで、2020年第4四半期比10.3%増*であった。

国際リテールバンキング事業の2021年の銀行業務純利益は総額50億ユーロで、2020年比2.8%増*であった。2021年第4四半期の銀行業務純利益は3.5%増*の13億1,100万ユーロであった。

欧州の収益は、金利上昇、健全な事業のモメンタム、手数料収入の増加（2020年第4四半期比16%増*）が奏功し、2020年第4四半期比10.7%増加*した。専門消費者金融事業では、個人顧客セグメントの動きが依然として特に堅調で、収益は2020年第4四半期比9%増加*した。

2021年は、SGロシア⁽¹⁾事業の収益が2.8%減少*（2020年第4四半期比では7.0%減*）したが、これはまず個人顧客の一時的なマージン圧迫（金利上昇の一部が個人顧客に転嫁されなかった）と、2番目に非経常科目が手数料収入の認識に影響を与えたことが響いた結果である。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域は、収益が2020年比4.6%増*の17億7,000万ユーロであった。根強いサプライチェーンへの圧力と観光・旅行業の大幅減少にもかかわらず、景気は2021年第4

⁽¹⁾ SGロシアはロスバンク、ロスバンク・インシュアランス、ALDオートモーティブおよびこれらの連結子会社を含む。

四半期に回復力を示し、事業のモメンタムは徐々に改善した。その結果、サハラ以南のアフリカの特定主要国（コートジボワール、セネガル、マダガスカル）が特に法人顧客セグメントで高い成長となり、収益は微減（1.2%減）の4億5,300万ユーロであった。

保険事業は、2021年の銀行業務純利益が9億6,300万ユーロと、2020年比8.6%増加*した。2021年第4四半期の貯蓄型生命保険事業の総受取保険料は、ユニットリンク商品の好調なシェア（44%）を背景に、2020年第4四半期比で25%増加*した。保護保険は2020年12月比5%増加*した。損害保険の受取保険料は、2021年第4四半期が9%増*（フランス国内が7%増*、国外が10%増*）、2021年では8%増*となったほか、個人保護保険も増加した（2020年比3%増*）。保険事業の2021年第4四半期の銀行業務純利益は、2020年第4四半期比8.1%増*の2億4,300万ユーロであった。

法人向け金融サービス事業の銀行業務純利益は、2020年比で大幅に増加し（32.0%増*）、21億5,400万ユーロとなった。これは主に、車両数と中古車販売実績が大幅に伸びたALDの業績によるところが大きい（2021年は1台当たり1,422ユーロ）。法人向け金融サービス事業の2021年第4四半期の銀行業務純利益は、2020年第4四半期比30.6%増*の総額6億500万ユーロであった。

営業費用

営業費用は総額42億300万ユーロで、報告および基礎ベースでは2020年比3.1%増*となった。2021年第4四半期の営業費用は、収益拡大に伴い、2020年第4四半期比4.2%増*の10億8,800万ユーロとなった。その結果、2021年第4四半期は正のジョーズ効果が出た。2021年の経費率は51.8%であった。

国際リテールバンキング事業では、営業費用は2020年比で僅かに増加した（2.5%増*）。営業費用は、2020年第4四半期比4.0%増*であった。

保険事業では、事業拡大計画に沿って営業費用は2020年比4.8%増*、2020年第4四半期比では6.6%増*となった。

法人向け金融サービス事業では、営業費用は2020年比4.4%増*、2020年第4四半期比4.7%増*であった。

リスク費用

2021年第4四半期：リスク費用は、2021年第3四半期の43ベースポイント、2020年第4四半期の89ベースポイントに対して28ベースポイント（9,600万ユーロ）であった。

2021年：リスク費用は38ベースポイントであった（5億400万ユーロ）。2020年は96ベースポイントであった。

グループ当期純利益への寄与

グループ当期純利益への寄与は、2021年が総額20億8,200万ユーロ（2020年比64.4%増*）、2021年第4四半期は5億8,400万ユーロ（2020年第4四半期比54.9%増*）であった。

2021年の基礎RONEは20.3%（2020年は12.4%）、2021年第4四半期は21.7%（2020年第4四半期は14.3%）で、RONEは国際リテールバンキング事業で16%、金融サービス事業で26%であった。

5. グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	増減		2021年	2020年	増減	
銀行業務純利益	2,320	2,072	+12.0%	+9.7%*	9,530	7,613	+25.2%	+26.1%*
営業費用	(1,556)	(1,688)	-7.8%	-9.3%*	(6,863)	(6,713)	+2.2%	+2.7%*
基礎営業費用 ⁽¹⁾	(1,681)	(1,638)	+2.6%	+0.9%*	(6,863)	(6,556)	+4.7%	+5.1%*
営業総利益	764	384	+99.0%	+91.5%*	2,667	900	x 3.0	x 3.0*
基礎営業総利益 ⁽¹⁾	639	434	+47.3%	+42.4%*	2,667	1,057	x 2.5	x 2.6
純リスク費用	(3)	(104)	-97.1%	-97.2%*	(86)	(922)	-90.7%	-90.5%*
営業利益	761	280	x 2.7	x 2.6	2,581	(22)	n/s	n/s
グループ報告当期純利益	635	280	x 2.3	x 2.2	2,076	57	x 36.4	x 40.8
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	539	320	+68.4%	+64.1%*	2,076	183	x 11.4	x 11.8
RONE	16.3%	7.8%			13.9%	0.4%		
基礎RONE ⁽¹⁾	13.8%	9.0%			13.9%	1.3%		

(1) IFRIC 第21号による影響の線形化の修正再表示後

銀行業務純利益

2021年のグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の収益はすべての事業における旺盛なモメンタムを追い風に2020年の収益を大幅に上回る(25.2%増)95億3,000万ユーロとなった。収益は2019年比で9.5%の増加であった。こうした力強い財務業績は2021年5月に発表した戦略計画が成功裏に実施されていることを反映する。

2021年第4四半期の収益は2020年第4四半期比12.0%増の23億2,000万ユーロであった。

2021年のグローバルマーケット&インベスターサービス事業の銀行業務純利益は、総額56億4,800万ユーロ(2020年比35.6%増)となった。2021年第4四半期の銀行業務純利益は12億6,000万ユーロ(2020年第4四半期比8.6%増)であった。

2021年のグローバルマーケット事業は非常に力強い業績(50億100万ユーロ)を達成し、健康危機による大きな打撃を被った2020年比で40.2%増となった。2021年の市況は、株式市場では良好である一方、債券市場はより複雑さを増していた。ストラクチャード商品のリスクプロファイルの抑制は予定よりも早い2021年上半年に完了した。

2021年第4四半期も底堅い業績を達成し(11億300万ユーロ)、2020年第4四半期比で9.5%増となった。第4四半期は大半の顧客セグメントにおける活発な上昇基調にある事業活動が特徴的であった。

2021年のエクイティ事業は、好調な市況に加え、インベストメントソリューションズ商品が成功裏に再構築されたことに後押しされ、2009年以降最高の年となった(2020年の12億7,500万ユーロと2019年の25億200万ユーロに対し31億5,000万ユーロ)。

2021年第4四半期のエクイティ事業は、全ての商品で引き続き好調であった市況を活かすことができ、2020年第4四半期比22.6%増の7億2,700万ユーロの収益を達成した。

2021年の債券・為替事業の収益は、2021年上半年に非常に好調であった市況が特徴的であった2020年比で19.2%減の18億5,100万ユーロとなった。

2021年第4四半期は、新興市場とファイナンス業務における収益拡大を背景に、より複雑化する市場の中でも底堅い業績を挙げた(2020年第4四半期比9.2%減)。

2021年の証券サービス事業の収益は大幅に拡大し、2020年比8.4%増の6億4,700万ユーロとなった。2021年第4四半期の収益は2020年第4四半期を2.6%上回る1億5,700万ユーロであった。

2021年の証券サービス事業のカストディ資産と管理資産は、それぞれ6.3%増の4兆5,860億ユーロ、9.2%増の6,970億ユーロであった。

ファイナンス&アドバイザー事業は過去最高の通期業績を達成し、収益は2020年比14.8%増の29億2,400万ユーロであった。こうした好業績は、第一に、当事業が当グループ顧客の主要取引で重要な役割を果たすなど、インベストメントバンキング業務を中心に好調な市場モメンタムに乗じたこと、第二に、追加的資本配分からの恩恵を享受したことによる。

2021年第4四半期の当事業の収益は再び過去最高となる8億1,400万ユーロを計上し、2020年第4四半期を大幅に上回った(19.5%増)。

インベストメントバンキング業務は、M&A業務、レバジッドバイアウト業務、株式資本業務における力強いモメンタムが追い風となり、好調な四半期を享受した。アセットファイナンス業務、天然資源・インフラ関連業務、資産担保商品プラットフォームの収益も大幅に拡大した。

グローバルトランザクション&ペイメントサービスは引き続き力強い成長を示し、2020年第4四半期比25.2%増となった。

2021年の**アセット&ウェルスマネジメント事業**の銀行業務純利益は総額9億5,800万ユーロ(2020年比6.1%増)であった。2021年第4四半期の銀行業務純利益は2020年第4四半期を6.5%上回った。

2021年のプライベートバンキング事業の収益は2020年比3.1%増(2020年の保険支払いに係る例外的なプラスの影響額2,900万ユーロを修正再表示すると、収益は7.7%増)の6億9,900万ユーロとなった。当事業は全地域における好調な事業活動が追い風となった。2021年の純インフローは77億ユーロの増加となった。運用資産は総額1,300億ユーロとなった。2021年の当該資産は12%増加した。

2021年第4四半期の銀行業務純利益は2020年第4四半期比5.6%増の1億7,100万ユーロであった。

2021年のリクソーの銀行業務純利益は、2020年比15.5%増の総額2億3,900万ユーロであった。2021年の運用資産は27%増の1,780億ユーロになった。

2021年第4四半期の収益は2020年第4四半期を10.9%上回った。

営業費用

2021年：営業費用は総額68億6,300万ユーロとなり、2020年比では報告ベース2.2%増、基礎ベース4.7%増となった(営業費用は2020年第4四半期におけるリストラクチャリング費用1億5,700万ユーロを含む)。こうした費用増は、利益拡大に伴う変動費用の増加とIFRIC第21号関連費用によって説明される。高い正のジョーズ効果が寄与し、経費率には14ポイントの大幅な改善がみられた(基礎ベースで2020年の86%に対し72%)。

2021年第4四半期：営業費用は基礎ベースで2.6%増(16億8,100万ユーロ)となった。

純リスク費用

2021年：リスク費用は、健康危機が悪影響を及ぼした2020年(57ベースポイント)を大幅に下回る5ベースポイント(または8,600万ユーロ)と低水準であった。

2021年第4四半期：リスク費用は2020年第4四半期の28ベースポイントに対し1ベースポイント(または300万ユーロ)となった。

グループ当期純利益への寄与

2021年：グループ当期純利益への寄与は20億7,600万ユーロであった。

2021年第4四半期：グループ当期純利益への寄与は報告ベースで6億3,500万ユーロ、基礎ベースで5億3,900万ユーロ(2020年第4四半期比68.4%増)となった。

グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門は、2021年に13.9%(単一破綻処理基金への抛出の影響額を修正再表示すると16.1%)と高水準のRONEを計上した。

2021年第4四半期の基礎RONEは13.8%であった。

6. コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	2021年	2020年
銀行業務純利益	93	2	374	(339)
基礎銀行業務純利益 ⁽¹⁾	(24)	2	257	(339)
営業費用	(387)	(202)	(889)	(441)
基礎営業費用 ⁽¹⁾	(251)	(162)	(510)	(388)
営業総利益	(294)	(200)	(515)	(780)
基礎営業総利益 ⁽¹⁾	(275)	(160)	(253)	(727)
純リスク費用	(7)	(22)	(6)	(22)
その他の資産からの純損益	429	(105)	603	(185)
のれんの減損損失	(114)	-	(114)	(684)
法人所得税	193	52	187	(482)
グループ報告当期純利益	168	(290)	(9)	(2,285)
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	(255)	(133)	(386)	(718)

(1) IFRIC 第21号による影響の線形化の修正再表示後

コーポレートセンターには、当グループ本社の不動産管理、当グループの株式ポートフォリオ、当グループの財務活動、部門横断的なプロジェクトに関連する特定の費用、事業にリインボイスされない当グループの特定の費用が含まれる。

コーポレートセンターの銀行業務純利益は、2021年が2020年のマイナス3億3,900万ユーロに対し**総額3億7,400万ユーロ**となり、2021年第4四半期は2020年第4四半期の200万ユーロに対し、証券再評価によるプラスの影響額1億1,700万ユーロを含む9,300万ユーロであった。

2021年の営業費用は、2020年の4億4,100万ユーロに対して**総額8億8,900万ユーロ**であった。この中にはフランス国内リテールバンキング部門（1億9,400万ユーロ）、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門（9,900万ユーロ）およびコーポレートセンター（8,600万ユーロ）の事業活動に関連する**総額3億7,900万ユーロ**の当グループの転換費用が含まれる。2021年の基礎費用は2020年の3億8,800万ユーロに対し5億1,000万ユーロであった。

2021年第4四半期の営業費用は、2020年第4四半期の2億200万ユーロに対し**総額3億8,700万ユーロ**であった。この中にはフランス国内リテールバンキング部門（8,800万ユーロ）、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門（3,300万ユーロ）、コーポレートセンター（2,600万ユーロ）の事業活動に関連する**総額1億4,700万ユーロ**の当グループの転換費用が含まれる。2021年第4四半期の基礎費用は2020年第4四半期の1億6,200万ユーロに対し2億5,100万ユーロであった。

2021年の営業総利益は、2020年のマイナス7億8,000万ユーロに対し**総額マイナス5億1,500万ユーロ**となり、2021年第4四半期は2020年第4四半期のマイナス2億ユーロに対し**マイナス2億9,400万ユーロ**となった。2021年の基礎営業総利益は2020年のマイナス7億2,700万ユーロに対し**マイナス2億5,300万ユーロ**であった。

2021年のその他の資産からの純損益は2020年の1億8,500万ユーロの損失に対し**6億300万ユーロ**の利益となった。2020年第4四半期がSGフィナンスの売却に関連する1億100万ユーロの損失を含む1億500万ユーロの損失であったのに対し、2021年第4四半期は**総額4億2,900万ユーロ**となり、ここにはリクソーの資産運用事業の売却益4億3,900万ユーロが含まれる。

2021年第4四半期に当グループは1億3,000万ユーロに相当する繰延税金資産の評価からの恩恵を享受した。また、2021年第4四半期は、国際リテールバンキング事業の財務の軌跡が見直され、1億1,400万ユーロののれんの減損が計上された。

コーポレートセンターの**グループ当期純利益への寄与**は、2021年が2020年のマイナス22億8,500万ユーロに対し**マイナス900万ユーロ**となり、2021年第4四半期は2020年第4四半期のマイナス2億9,000万ユーロに対し**1億6,800万ユーロ**となった。コーポレートセンターの基礎ベースでの**グループ当期純利益への寄与**は**マイナス2億5,500万ユーロ**であった。

7. 結論

2021 年において、当グループは、全事業が力強く寄与し、56 億ユーロのグループ当期純利益を計上し、グループ史上最高となる通期業績を達成した。

また 2021 年は、グループ事業の収益性を高める成長の実現を念頭に、当グループのあらゆる戦略的取り組みの実行と資本の戦略的再配分において大きな前進を見せたことが特徴的であった。こうした背景から、当グループはモビリティ分野における主導的プレゼンスの実現に向けて、ALD によるリースプランの買収を計画していること、フランス国内の個人顧客に最良の代替的バンキング・ソリューションを提供することを望む ING との間でブルソラマが独占交渉に入ったことを発表した。

2021 年 12 月末現在の当グループの普通株式等 Tier 1 比率は、規制上の要件を十分に上回る 13.7%⁽¹⁾となった。

取締役会は株主に対して、1 株当たり 2.75 ユーロに相当する 2021 年の財務実績に見合った魅力的な還元を設定した。1 株当たり 1.65 ユーロの配当金が 5 月 17 日の株主総会で提案される予定である。

また、当グループは、1 株当たり 1.10 ユーロに相当する、約 9 億 1,500 万ユーロの自社株買い計画を見込んでいる。例外的ではあるが、当グループは、60%を現金、40%を自社株買いに分けた形での還元を維持することとなる。

今後については、当グループはグループ基礎当期純利益⁽²⁾の 50%を株主に還元する方針を維持する意向で、還元は 20%を上限とする自社株買いの形式で行われる。

中核事業部門の銀行業務純利益、営業費用、IFRIC 第 21 号に伴う調整、リスク費用（ベースポイント）、ROE（自己資本利益率）、ROTE（有形自己資本利益率）、RONE（基準自己資本利益率）、純資産、有形純資産、異なる修正再表示の根拠となる金額（特に公表データの基礎データとの照合）の概念などの代替的業績指標（Alternative Performance Measures）は財務情報の基準となる事項に、プルデンシャル比率を公表する際の原則と共に記載されている。

本文書にはソシエテ・ジェネラル・グループの目標・戦略に関連した将来の見通しに関する声明が含まれています。

これらの声明は、一般事項と特別事項、特に欧州連合が採択している国際財務報告基準（IFRS）に準拠した会計原則・方法の適用、および既存のプルデンシャル規制の適用の両方を含む、一連の前提に基づいています。

また、これらの声明は、特定の競争・規制環境下における複数の経済前提に基づくシナリオに則して作成されました。当グループは以下を行うことができない場合があります。

- 当グループの事業に影響をもたらす可能性のある全てのリスク、不透明要因またはその他要因を予測すること、およびそれらが与える可能性のある影響を評価すること。
- リスクまたは複合リスクにより、実際の業績が本文書および関連資料に記載されている予測とどの程度大きく異なるかを判断すること。

したがって、ソシエテ・ジェネラルはこれらの声明は合理的な仮定に基づいていると考えているものの、かかる将来の見通しに関する声明は、当行または当行の経営陣が認知していない事象または現状で懸念材料とみなされていない事象を含む、数々のリスクと不透明要因にさらされており、予想していた事態が発生する、または設定していた目標が実際に達成されるという確証はありません。実績を、将来の見通しに関する声明で予想されている業績とは大きく異なるものにする重要な要因には、とりわけ、一般的経済活動、より具体的にはソシエテ・ジェネラルの市場における全体的な傾向、規制や健全性に関する変化、ならびに、ソシエテ・ジェネラルの戦略的、経営および財政に関する取り組みの成功が含まれます。

ソシエテ・ジェネラルの業績に影響をもたらす可能性のある潜在的リスクについてのより詳細な情報は、フランス金融監督庁に提出された「Universal Registration Document（年次報告書）」（<https://investors.societegenerale.com/en>にて閲覧可能）中の「Risk Factors」のセクションをご覧ください。

投資家の皆さまにおかれましては、かかる将来の見通しに関する声明に含まれる情報をご参考される際には、当グループの業績に影響をもたらす可能性のある不透明要因やリスク要因を考慮されるようお勧めします。適用される法律で義務付けられている場合を除き、ソシエテ・ジェネラルは、将来の見通しに関する情報または声明の内容を更新または改正するいかなる義務も負いません。特に明記しない限り、事業ランキングおよび市場ポジションは内部資料によるものです。

⁽¹⁾ 分配準備金控除後の段階的適用（全面適用では 13.6%）

⁽²⁾ 超劣後債および永久劣後債に係る利息控除後

8. 付属書類 1：財務情報

主力事業部門のグループ当期純利益

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	増減	2021年	2020年	増減
フランス国内リテールバンキング部門	400	104	x 3.8	1,492	666	x 2.2
国際リテールバンキング& 金融サービス部門	584	376	+55.3%	2,082	1,304	+59.7%
グローバルバンキング& インベスターソリューションズ部門	635	280	x 2.3	2,076	57	x 36.4
主力事業部門	1,619	760	x 2.1	5,650	2,027	x 2.8
コーポレートセンター	168	(290)	n/s	(9)	(2,285)	+99.6%
当グループ	1,787	470	x 3.8	5,641	(258)	n/s

連結貸借対照表

資産の部 (単位：百万ユーロ)	2021年12月31日	2020年12月31日
現金および中央銀行預け金	179,969	168,179
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産*	342,714	411,916
ヘッジ目的デリバティブ	13,239	20,667
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	43,450	52,060
償却原価で測定する有価証券	19,371	15,635
償却原価で測定する銀行預け金	55,972	53,380
償却原価で測定する顧客貸出金	497,164	448,761
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	131	378
保険事業の投資	178,898	166,854
税金資産*	4,812	4,995
その他の資産	92,898	67,341
売却目的保有非流動資産	27	6
持分法適用投資	95	100
有形および無形固定資産	31,968	30,088
のれん	3,741	4,044
合計*	1,464,449	1,444,404

負債の部 (単位：百万ユーロ)	2021年12月31日	2020年12月31日
中央銀行預り金	5,152	1,489
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債*	307,563	372,705
ヘッジ目的デリバティブ	10,425	12,461
発行債券	135,324	138,957
銀行預り金	139,177	135,571
顧客預金	509,133	456,059
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	2,832	7,696
税金負債*	1,577	1,227
その他の負債	106,305	84,937
売却目的保有非流動負債	1	-
保険契約関連負債	155,288	146,126
引当金*	4,850	4,732
劣後債務	15,959	15,432
負債合計*	1,393,586	1,377,392
株主資本		
株主資本、グループ持分		
発行済普通株式および資本準備金	21,913	22,333
その他の資本性金融商品	7,534	9,295
利益剰余金*	30,631	32,102
純利益	5,641	(258)
小計*	65,719	63,472
未実現・繰延キャピタル損益	(652)	(1,762)
資本、グループ持分小計*	65,067	61,710
非支配持分*	5,796	5,302
株主資本合計*	70,863	67,012
合計*	1,464,449	1,444,404

(*) 2020年に発表された財務諸表から修正再表示された金額(財務諸表の注1.7参照)。

9. 付属書類 2: 財務情報の基準となる事項

1 - 2021 年第 4 四半期および 2021 年通期に関する財務情報は、2022 年 2 月 9 日に取締役会において精査され、また、当該日付において適用されており、欧州連合が採択している、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した方法により作成されている。これらの財務情報は、未だ監査を受けていない。

2 - 銀行業務純利益

中核事業部門の銀行業務純利益はソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 41 ページに定義されている。「収益」および「銀行業務純利益」は同義語として使用されている。これらは、各事業に対する標準的資本配分を考慮した上での、各中核事業部門の銀行業務純利益の正規化した数値を提供している。

3 - 営業費用

営業費用は、2020 年 12 月 31 日付の当グループの連結財務諸表（ソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 466 ページ以降参照）の注 8.1 に記載されている「営業費用」を指す。また、営業費用について言及する際、「費用」という用語も使われている。経費率はソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 41 ページに定義されている。

4 - IFRIC 第 21 号による調整

IFRIC 第 21 号による調整は、支払期限が到来した（発生事象）時点で全額が会計上認識されている賦課金を、当四半期に係る一部（すなわち全額の 4 分の 1）のみを認識するように修正再表示している。かかる調整は、分析対象期間中の事業活動に実際に帰属する費用をより経済的に認識できるようにするために、当該事業年度中に認識された賦課金をならずことにより行われる。

単一破綻処理基金（SRF）への拠出は IFRIC 第 21 号による調整後費用の一部であり、EU 各国の破綻処理基金への拠出を含む。

5 - 特別項目 - 会計上のデータから基礎データへの移行

当グループは実際の業績をより容易に把握するために、必要に応じて基礎指標を表示する場合がある。公表データから基礎データへの移行は、特別項目および IFRIC 第 21 号による調整に関して公表データを修正再表示することにより行っている。

さらに、当グループはフランス国内リテールバンキング部門の収益および業績を、PEL/CEL 引当金の繰入または戻入により修正再表示している。当該調整により、規制貯蓄特有のコミットメントに関連する変動要因が控除されることにより、中核事業部門の活動に関連する収益および業績の特定が容易になる。

公表された会計上のデータから基礎データへの移行を可能にする調整は、下表に記載されている。

2021年第4四半期 (単位：百万ユーロ)	銀行業務 純利益	営業費用	リスク 費用	その他の資産 からの純損益	のれんの 減損損失	法人 所得税	グループ 当期純利益	事業
報告データ	6,620	(4,565)	(86)	449	(114)	(311)	1,787	
(+)再評価益*	(117)					2	(115)	コーポレートセンター
(+)IFRIC第21号による 影響の線形化		(199)				46	(149)	
(+)転換費用*		147				(39)	108	コーポレートセンター ⁽¹⁾
(+)リクソー売却益*				(439)		50	(389)	コーポレートセンター
(+)繰延税金資産の計上*						(130)	(130)	コーポレートセンター
(+)のれんの減損*					114		114	コーポレートセンター
基礎データ	6,503	(4,617)	(86)	10	0	(382)	1,226	
2020年第4四半期 (単位：百万ユーロ)	銀行業務 純利益	営業費用	リスク 費用	その他の資産 からの純損益	のれんの 減損損失	法人 所得税	グループ 当期純利益	事業
報告データ	5,838	(4,351)	(689)	(94)	0	(125)	470	
(+)IFRIC第21号による 影響の線形化		(177)				52	(121)	
(+)転換費用*		210				(63)	147	うちグローバルバンキング&インベスターソリューションズ(1億5,700万ユーロ)、コーポレートセンター(5,300万ユーロ)
(+)グループの方向転換 プラン*			20	101		14	135	コーポレートセンター
基礎データ	5,838	(4,318)	(669)	7	0	(123)	631	
2021年(単位：百万ユーロ)	銀行業務 純利益	営業費用	リスク 費用	その他の資産 からの純損益	のれんの 減損損失	法人 所得税	グループ 当期純利益	事業
報告データ	25,798	(17,590)	(700)	635	(114)	(1,697)	5,641	
(+)リクソー売却益*				(439)		50	(389)	コーポレートセンター
(+)転換費用*		379				(104)	275	コーポレートセンター ⁽²⁾
(+)オスマンオフィス売却のキャピタルゲイン*				(185)		53	(132)	コーポレートセンター
(+)再評価益*	(117)					2	(115)	コーポレートセンター
(+)繰延税金資産の計上*						(130)	(130)	コーポレートセンター
(+)のれんの減損*					114		114	コーポレートセンター
基礎データ	25,681	(17,211)	(700)	11	0	(1,826)	5,264	
2020年(単位：百万ユーロ)	銀行業務 純利益	営業費用	リスク 費用	その他の資産 からの純損益	のれんの 減損損失	法人 所得税	グループ 当期純利益	事業
報告データ	22,113	(16,714)	(3,306)	(12)	(684)	(1,204)	(258)	
(+)転換費用*		210				(63)	147	うちグローバルバンキング&インベスターソリューションズ(1億5,700万ユーロ)、コーポレートセンター(5,300万ユーロ)
(+)グループの方向転換 プラン*			20	178		14	212	コーポレートセンター
(+)のれんの減損*					684		684	コーポレートセンター
(+)繰延税金資産の減損*						650	650	コーポレートセンター
基礎データ	22,113	(16,504)	(3,286)	166	0	(603)	1,435	

(*)特別項目

- (1)2021年第4四半期の転換/リストラクチャリング費用：フランス国内リテールバンキング部門(8,800万ユーロ)、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門(3,300万ユーロ)、コーポレートセンター(2,600万ユーロ)
- (2)2021年通期の転換/リストラクチャリング費用：フランス国内リテールバンキング部門(1億9,400万ユーロ)、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門(9,900万ユーロ)、コーポレートセンター(8,600万ユーロ)

6 - リスク費用（ベースス ポイント）、回収懸念貸出金のカバレッジ比率

リスク費用はソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 43 ページおよび 635 ページに定義されている。当該指標により、各中核事業部門のリスク水準を、貸借対照表上のローン コミットメント（オペレーティング リースを含む。）のパーセンテージとして評価することが可能となる。

(単位：百万ユーロ)		2021 年 第 4 四半期	2020 年 第 4 四半期	2021 年	2020 年
フランス国内 リテールバンキング部門	純リスク費用	(20)	276	104	1,097
	貸出残高総額	219,522	222,926	218,043	212,185
	ベースス ポイント表示の リスク費用	(4)	50	5	52
国際リテールバンキング& 金融サービス部門	純リスク費用	96	287	504	1,265
	貸出残高総額	137,018	128,965	133,321	132,082
	ベースス ポイント表示の リスク費用	28	89	38	96
グローバルバンキング& インベスターソリューションズ部門	純リスク費用	3	104	86	922
	貸出残高総額	178,116	147,508	165,603	160,918
	ベースス ポイント表示の リスク費用	1	28	5	57
コーポレートセンター	純リスク費用	7	22	6	22
	貸出残高総額	14,574	14,044	13,835	11,611
	ベースス ポイント表示の リスク費用	16	62	4	20
ソシエテ・ジェネラル・ グループ	純リスク費用	86	689	700	3,306
	貸出残高総額	549,229	513,443	530,801	516,797
	ベースス ポイント表示の リスク費用	6	54	13	64

回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率は、規制上の債務不履行の定義の対象となる残高総額に対する信用リスクに関して認識されている引当金の比率として算出されている。この場合において、提供された保証は考慮されていない。当該カバレッジ比率により、債務不履行（回収懸念）残高と関連している最大残余リスクを測定することができる。

7 - 自己資本利益率（ROE）、有形自己資本利益率（ROTE）、基準自己資本利益率（RONE）

自己資本利益率（ROE）および有形自己資本利益率（ROTE）の概念ならびにその算出方法は、ソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 43 ページおよび 44 ページに記載されている。当該数値により、ソシエテ・ジェネラルの自己資本利益率および有形自己資本利益率を評価することが可能である。

基準自己資本利益率（RONE）は、ソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document（年次報告書）」の 44 ページに記載されている原則に基づき、当グループの事業に配分される平均基準資本の利益率を特定する。

比率の分子として使用されるグループ当期純利益は、「超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プレミアムの償却費」および「転換準備金を除くその他の包括利益」の調整後の帳簿上のグループ当期純利益である（財務情報の基準となる事項の第 9 項を参照のこと）。ROTE に関しては、収入はのれんの減損を修正再表示している。

当期における ROE および ROTE を算出するために行った帳簿上の修正は、下表に詳述されている。

ROTE の算出：算出方法

期末 (単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	2021年	2020年
株主資本、グループ持分*	65,067	61,710	65,067	61,710
超劣後債	(8,003)	(8,830)	(8,003)	(8,830)
永久劣後債		(264)		(264)
超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、 超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プ レミアムの償却費	20	19	20	19
転換準備金を除くその他の包括利益	(489)	(942)	(489)	(942)
配当準備金	(2,286)	(467)	(2,286)	(467)
期末 ROE 資本*	54,310	51,227	54,310	51,227
平均 ROE 資本*	53,878	51,307	52,634	52,091
のれん平均	(3,776)	(3,928)	(3,890)	(4,172)
平均無形資産	(2,687)	(2,477)	(2,584)	(2,432)
平均 ROTE 資本*	47,415	44,902	46,160	45,487
グループ当期純利益 (a)	1,787	470	5,641	(258)
グループ基礎当期純利益 (b)	1,226	631	5,264	1,435
超劣後債および永久劣後債に係る利息 (c)	(151)	(164)	(590)	(611)
のれんの減損の取消し (d)	337	-	337	684
調整後グループ当期純利益 (e)=(a)+(c)+(d)	1,973	306	5,388	(185)
調整後グループ基礎当期純利益 (f)=(b)+(c)	1,075	467	4,674	824
平均 ROTE 資本 (g)*	47,415	44,902	46,160	45,487
ROTE [四半期：(4*e/g)、通期：(2*e/g)]	16.6%	2.7%	11.7%	-0.4%
平均 ROTE 資本(基礎ベース) (h)*	46,854	45,063	45,783	47,180
基礎 ROTE [四半期：(4*f/h)、通期：(2*f/h)]	9.2%	4.1%	10.2%	1.7%

(*) 2020年に発表された財務諸表から修正再表示された金額 (財務諸表の注1.7参照)。

RONE の算出：主力事業部門への平均配分資本 (単位：百万ユーロ)

(単位：百万ユーロ)	2021年 第4四半期	2020年 第4四半期	増減	2021年	2020年	増減
フランス国内リテールバンキング部門	10,990	11,186	-1.8%	11,149	11,427	-2.4%
国際リテールバンキング&金融サービス部門	10,523	10,112	+4.1%	10,246	10,499	-2.4%
グローバルバンキング&インベスターソリューションズ 部門	15,602	14,287	+9.2%	14,916	14,302	+4.3%
主力事業部門	37,115	35,585	+4.3%	36,310	36,228	+0.2%
コーポレートセンター*	16,763	15,722	+6.7%	16,324	15,863	+2.9%
当グループ*	53,878	51,307	+5.0%	52,634	52,091	+1.0%

(*) 2020年に発表された財務諸表から修正再表示された金額 (財務諸表の注1.7参照)。

8 - 純資産および有形純資産

純資産および有形純資産は、当グループの 2021 年度「Universal Registration Document (年次報告書)」の 46 ページの財務情報の基準となる事項の記載にて定義されている。これらを算出するために使用した項目は以下の通りである。

期末 (単位: 百万ユーロ)	2021 年	2020 年	2019 年
株主資本、グループ持分*	65,067	61,710	63,527
超劣後債	(8,003)	(8,830)	(9,501)
永久劣後債		(264)	(283)
超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プレミアムの償却費	20	19	4
トレーディング ポートフォリオ上で当グループが保有する当行株式の帳簿価額	37	301	375
純資産額*	57,121	52,936	54,122
のれん	(3,624)	(3,928)	(4,510)
無形資産	(2,733)	(2,484)	(2,362)
有形純資産額*	50,764	46,524	47,250
NAPS (1 株当たり純資産額) の算出に用いられる株数** (単位: 千株)	831,162	848,859	849,665
NAPS (単位: ユーロ)	68.7	62.4	63.7
1 株当たり有形純資産額 (単位: ユーロ)	61.1	54.8	55.6

(*) 2020 年に発表された財務諸表から修正再表示された金額 (財務諸表の注 1.7 参照)。

(**) 考慮された株数は期末時点で発行済の普通株式 (ただし、自己株式および買戻しが付与されているものを除くが、トレーディング目的で当グループが保有する株式を含む。) の数である。

IAS 第 33 号に従い、優先的新株引受権の失効日前の 1 株当たりの過去の数値は、取引の調整係数により修正再表示されている。

9 - 1 株当たり利益 (EPS) の算出

ソシエテ・ジェネラルが発表する 1 株当たり利益は、国際会計基準 (IAS) 第 33 号に定義されている規定に従って算出されている (ソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document (年次報告書)」の 45 ページを参照)。1 株当たり利益を算出する際に行ったグループ当期純利益の修正は、ROE および ROTE を算出する際に行った修正再表示に対応するためである。ソシエテ・ジェネラルの 2021 年度「Universal Registration Document (年次報告書)」の 45 ページに記載されている通り、当グループは財務情報の基準となる事項の第 5 項に記載されている、非経済的項目および特別項目による影響の控除後の 1 株当たり利益 (基礎 EPS) も発表している。

1 株当たり利益の算出については、下表に詳述されている。

平均株数 (単位: 千株)	2021 年	2020 年	2019 年
発行済株式	853,371	853,371	834,062
控除			
従業員に与えられたストックオプションおよび無償株式を補填するために配分された株式	3,861	2,987	4,011
その他の当行株式および自己株式	3,249		149
EPS 算出に用いられた株数**	846,261	850,385	829,902
グループ当期純利益 (単位: 百万ユーロ)	5,641	(258)	3,248
超劣後債および永久劣後債に係る利息 (単位: 百万ユーロ)	(590)	(611)	(715)
部分的な買戻しに係る税引後のキャピタルゲイン			
調整後グループ当期純利益 (単位: 百万ユーロ)	5,051	(869)	2,533
EPS (単位: ユーロ)	5.97	(1.02)	3.05
基礎 EPS* (単位: ユーロ)	5.52	0.97	4.03

(*) グループ基礎当期純利益をベースに算出。

(**) 考慮された株数は発行済みの普通株式 (ただし、自己株式および買戻しが付与されているものを除くが、トレーディング目的で当グループが保有する株式を含む。) の期中平均株式数である。

10 - ソシエテ・ジェネラル・グループの普通株式等 Tier 1 資本は、適用ある CRR2/CRD5 規制に従い算出されている。全面適用の自己資本比率は、特に明記しない限り、当会計年度における配当控除後の当期利益に対する試算ベースの値である。段階的適用の比率の記載がなされている場合には、特に明記しない限り、当会計年度における利益を含まない。レバレッジ比率も、自己資本比率と同じ根拠に基づき、段階的適用の比率を含み、適用ある CRR2/CRD5 規制に従い計算されている。

注 表および分析に含まれる数値の合計は、四捨五入の誤差により、公表されている数値と僅かに異なる場合がある。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

(1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ・ジェネラルの目的は、信用機関に適用される法令に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人または法人と以下の業務を行うことである。

- あらゆる銀行取引
- 銀行業務に関連するあらゆる取引（特に、フランス通貨金融法典第L. 321-1条および第L. 321-2条に基づく投資サービスおよび関連サービスを含む。）
- 他の会社のあらゆる持分の取得

ソシエテ・ジェネラルはまた、フランス銀行・金融規制委員会（*Comité de la réglementation bancaire et financière*）に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（特に保険仲介業務）を日常的に行うことができる。

一般的に、ソシエテ・ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産の取引業務を行うことができる。

(2) 事業の内容

ソシエテ・ジェネラルは、欧州において有数の金融サービスを行うグループの1つである。多様かつ総合的なバンキングモデルを活かして、当グループは、財政力および革新についての実績のある専門知識と持続可能な成長戦略を統合させている。世界において生じる建設的な変革に取り組み、顧客にとって信頼できるパートナーとなることを、当行の目標としている。

150年超にわたり実体経済で活動し、欧州における確固たる地位および世界のその他の地域とのつながりを有し、ソシエテ・ジェネラルは61ヶ国に133,000人⁽¹⁾を超える従業員を擁し、世界中で30百万⁽²⁾の個人顧客、企業および機関投資家を日々支援している。当グループは、取引の安全確保、資産および貯蓄の保護および管理ならびに顧客の資金計画の支援のため幅広いアドバイザーサービスおよび個々に合わせた財務ソリューションを提供している。ソシエテ・ジェネラルは顧客が求める革新的なサービスおよびソリューションを提供し、顧客をプライベートおよびビジネスの両面から守ることを目的としている。当グループのミッションは、将来に向けてポジティブな影響を与えたいと願う一人ひとりに力を与えていくことである。

(1) 臨時従業員を除く、期末の従業員数である。

(2) 当グループの保険会社を除く。

ソシエテ・ジェネラルは、責任ある成長戦略を用い、CSRへの取組みとすべての関係者（顧客、従業員、投資家、サプライヤー、規制当局、監督当局および市民の代表者）へのコミットメントを完全に統合している。当グループは、事業を行うすべての国における文化および環境の尊重に努めている。

当グループは、3つの補完関係にある主力事業部門で構成されている。

- ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマのブランドを含む、フランス国内リテール バンキング部門。各ブランドは、あらゆる種類の金融サービスを、オムニチャネル商品とともにデジタル イノベーションの最前線で提供する。
- アフリカ、ロシア、中欧および東欧におけるネットワークならびに各市場を先導する専門事業を有する国際リテール バンキング部門、保険事業および法人向け金融サービス部門
- 広く認められている専門知識、重要な国際拠点および総合的なソリューションを提供するグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

革新およびシナジーを促進し、また顧客の進化する要求および行動に最大限応えるため、当グループは、16の事業ユニット（事業部門および地域）および9のサービス ユニット（サポートおよび統制担当部署）に基づく機動的な組織を整備している。

急激に業界が変化している欧州の銀行セクターにおいて、当グループは発展および変革の新たな段階に突入している。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
年度末財政状態					
株式資本 ⁽¹⁾ (単位：百万ユーロ)	1,067	1,067	1,010	1,010	1,010
発行済株式数 ⁽¹⁾	853,371,494	853,371,494	807,917,739	807,917,739	807,713,534
事業からの総利益 (単位：百万ユーロ)					
税金を除く収益 ⁽²⁾	27,026	34,300	30,748	27,207	27,174
税、減価償却費、償却費、 引当金、従業員賞与および 銀行業務リスクのための 一般積立金控除前利益 ⁽⁴⁾	365	3,881	19	1,704	5,828
従業員賞与	6	11	11	11	13
法人所得税	141	(581)	(616)	(109)	246
税、減価償却費、償却費 および引当金控除後利益	(1,568)	3,695	1,725	800	4,223
支払配当金 ⁽³⁾	0	1,777	1,777	1,777	1,777
調整後1株当たり利益 (単位：ユーロ)					
税引後、減価償却費、 償却費および引当金 控除前利益	0.24	5.16	0.72	2.20	6.96
純利益	(1.84)	4.33	2.14	0.99	5.23
1株当たり支払配当金	0.55	2.20	2.20	2.20	2.20
従業員					
従業員数	44,531	46,177	46,942	46,804	46,445
給与総額 (単位：百万ユーロ)	3,408	3,754	3,128	3,560	3,696
従業員福利厚生費 (社会保険その他) (単位：百万ユーロ)	1,475	1,554	1,525	1,475	1,468

- (1) 2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルSAの払込済資本金は、1,066,714,367.59ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。
- (2) 収益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引利益およびその他の営業利益から構成されている。
- (3) ソシエテ・ジェネラルは、2020年3月27日に発布されたCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関する欧州中央銀行の勧告に従い、2019事業年度に関して普通株式に対する配当を支払わなかった。
- (4) 税、償却費、引当金、従業員賞与および銀行業務リスクのための一般積立金控除前利益の計算に税金調整の引当金を組み入れる手続の改訂を受けて、2019年12月31日に公表された、過去5年間のソシエテ・ジェネラルの財務成績から修正再表示された金額

(2) 最近5連結事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
業績					
(単位：百万ユーロ)					
銀行業務純利益	22,113	24,671	25,205	23,954	25,298
うちフランス国内リテール バンキング部門	7,315	7,746	7,860	8,131	8,403
うち国際リテールバンキ ング&金融サービス部門	7,524	8,373	8,317	8,070	7,572
うちグローバルバンキン グ&インベスター ソリューションズ部門	7,613	8,704	8,846	8,887	9,309
うちコーポレートセンター	(339)	(152)	182	(1,134)	14
営業総利益	5,399	6,944	7,274	6,116	8,481
経費率（自社の金融負債の 再評価およびDVAを除く。）	75.6%	71.9%	71.1%	74.3%	65.6%
営業利益	2,093	5,666	6,269	4,767	6,390
グループ当期純利益	(258)	3,248	3,864	2,806	3,874
株主資本					
(単位：十億ユーロ)					
グループ株主資本	61.7	63.5	61.0	59.4	62.0
総連結資本	67.0	68.6	65.8	64.0	66.0
税引後ROE	-1.7%	5.0%	7.1%	4.9%	7.3%
自己資本比率 ⁽¹⁾	18.9%	18.3%	16.5%	17.0%	17.9%
貸出および預金					
(単位：十億ユーロ)					
顧客貸出金	410	400	389	374	373
顧客預金	451	410	399	394	397

(1) CRR/CRD4規制に基づく数値（2020年についてはIFRS第9号の段階的導入を除く。）

(注1) それぞれの事業年度において公表された値である。定義および潜在的な調整については、2020年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績等の概要一定義および手法、代替的業績指標」に示されている。

(注2) キャッシュ・フローの状況については、2020年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析、(ii) キャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。